

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令及び地方公務員等共済組合法施行
規程の一部を改正する命令の概要について

1. 趣旨

(1) 押印の廃止について

- 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- また、今般、国の会計手続全般において押印が見直されることから、財務省が所管する国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第128号)においても、押印の見直しを行うこととされており、併せて、財務省職員が共済組合等に対して行う監査等の際に提示する監査証票等についても、押印を廃止することとされている。
- これを踏まえて、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)及び地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)において、組合員や事業者等に対して、押印を求めている手続及び会計手続上、押印を求めているものについて、組合員や事業者、出納役、出納主任等の押印等を不要とする改正を行う。

(2) 電子署名について

- 今般、国の会計手続全般において包括的に電子化が可能となるよう、予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令(平成15年財務省令第24号)が改正され、記名押印に代わる手段として「電子署名」を認めることとされ、国家公務員共済組合法施行規則においても、同様の規定を整備することとされている。
- これを踏まえて、地方公務員等共済組合法施行規程においても、同様の規定を整備する。

(3) 東京オリンピック・東京パラリンピック特措法の一部改正に伴う改正について

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六十八号)において、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)が一部改正された。

- これを踏まえて、地方公務員等共済組合法施行規程においても、同様の規定を整備する。

2. 内容

(1) 押印の廃止について

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規程において、組合員や事業者等に対して、押印を求めている手続及び会計手続上、押印を求めているものについて、押印等を不要とするための規定の見直しを行う。

(2) 電子署名について

地方公務員等共済組合法施行規程において、記名押印に代わる手段として電子署名を認めるための規定の見直しを行う。

(3) 東京オリンピック・東京パラリンピック特措法の一部改正に伴う改正について

地方公務員等共済組合法施行規程において、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

3. 根拠規定

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 146 条等

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 12 月 28 日

施行日：令和 3 年 1 月 1 日